

警報発令時の対応

伊方町立九町小学校

1 登校前に危険が予想される場合

(1) 警報発令時の対応

朝 5 時 30 分の段階で、伊方町に以下の警報のいずれかが発令されている場合（波浪警報を除く）は、原則、自宅待機とする。

| |
|------------------------------|
| 大雨警報、 洪水警報、 暴風警報、 津波警報、 大雪警報 |
|------------------------------|

(2) 自宅待機後の対応

状況を判断して、学校からメールまたは電話で連絡する。

（例）「午後 13:00 から授業を実施する」「本日は臨時休業にする」など

(3) その他

ア 自宅待機中に町防災本部の指示（避難等）が出た場合は、その指示に従う。

イ 中学校と連携し、相談のうえ対応する。

2 登校後に警報等が発令され、危険が予想される場合

(1) 安全に下校できると判断できる場合

ア 学校間の連絡をとり、下校を決定する。（教育委員会へ連絡）

イ 集団下校とし、支部担当教員が引率（安全確認）する。

ウ 児童が安全に帰宅したか確認する。

(2) 安全に下校できない場合

ア 危険が予想できる地域のみ、学校で一時保護する。

イ 危険が去ったことを確認後、家庭に連絡し帰宅させる。

ウ 保護者による迎えか一斉下校かは、状況を判断し、家庭と連絡のうえ実施する。

(3) 留守家庭の保護

学校で保護し、家庭と連絡のうえ、帰宅させる。